

令和3年第1回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表

令和3年2月10日

1 受 理 番 号	請願第24号
2 受 付 年 月 日	令和3年2月2日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市上野桑町1656 原水爆禁止伊賀市協議会 事務局長 森永 勝二
4 請 願 の 件 名	日本政府に「核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書」の提出を求めることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>2017年7月に国連総会で核兵器禁止条約が採択され、今年1月22日に核兵器禁止条約が発効されました。</p> <p>核兵器禁止条約は、将来約な核兵器の全廃へ向けて核兵器を包括的に法的禁止する初めての国際条約で、人類の歴史で初めて核兵器を違法としました。</p> <p>この核兵器禁止条約の発効を迎えるにいたったのは、広島・長崎の原爆被爆者をはじめ、「核兵器のない世界」を求める圧倒的多数の政府と人々の長年にわたる共同した取り組みによるものでした。</p> <p>本来ならば世界で唯一の被爆国である日本政府は、核兵器禁止を全世界に呼びかけ、核兵器禁止条約を実効あるものにしていかなければならない立場にあるにもかかわらず、核兵器禁止条約の批准を拒否し、被爆者と核兵器禁止を求める人々の願いに背を向けています。</p> <p>私たちは核兵器禁止条約が発効されたいまこそ、日本政府がその歴史意義を真摯にうけとめ、条約の批准に積極的にかかわるべきであると思います。</p> <p>この要旨をふまえ、ぜひ市議会におかれましては、日本政府に対して下記の「核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書」を提出していただくようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>核兵器禁止条約への署名と批准を求める意見書（案）</p> <p>広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。</p> <p>条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。</p> <p>条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。</p> <p>また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。</p> <p>このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。</p> <p>2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86か国。批准国は52か国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、</p>

	<p>2021年1月22日に発効しました。</p> <p>アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約への署名と批准することを強く求めます。</p> <p>以上、意見書を提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣、外務大臣 宛</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。</p>
6 紹介議員	百上 真奈
7 付託委員会	総務常任委員会